

令和2年4月23日

令和2年度第1回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和2年4月23日(木) 午前9時30分
場所 美浦村役場3階大会議室

日 程

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 付議事項
議案第1号 美浦村教育員会教育長の服務について
4. 報告事項
報告第1号 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程
報告第2号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程
報告第3号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程
5. その他
6. 閉会

議案第 1 号

美浦村教育員会教育長の服務について

上記について、下記のとおり提出する。

令和 2 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 11 条
第 7 項の規定に基づき、教育長の服務について許可を求めるものとする。

報告第 1 号

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

上記について、下記のとおり報告する。

令和 2 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「教諭 9 人（常勤 7 人，非常勤 2 人）」を「教諭 1 0 人（常勤 7 人，会計年度任用職員 3 人）」に改め，第 5 号中「預かり教諭（非常勤 1 人）」を「預かり教諭 1 人（会計年度任用職員）」に改め，同条第 7 号中「用務員（非常勤 1 人）」を「用務員 1 人（会計年度任用職員）」に改め，同条第 8 号中「バス添乗員（非常勤 2 人）」を「バス添乗員 2 人（会計年度任用職員）」に改め，同条第 9 号中「学校医（非常勤 1 人）」を「学校医 1 人（委嘱）」に改め，「健康診断」の前に「学校医は，」を加え，同条第 1 0 号中「学校歯科医（非常勤 1 人）」を「学校歯科医 1 人（委嘱）」に改め，「歯科検診」の前に「学校歯科医は，」を加え，第 1 1 号中「学校薬剤師（非常勤 1 人）」を「学校薬剤師 1 人（委嘱）」に改め，「環境衛生」の前に「学校薬剤師は，」を加える。

別表 1 中

「

PTA 会費	村 P 連、県 P 連、国 P 連負担金，PTA 安全互助会費，行事費等	月 300 円 年 3,600 円
--------	---	----------------------

」を

「

PTA 会費	村 P 連、県 P 連、国 P 連負担金，PTA 安全互助会費，行事費等	月 350 円 年 4,200 円
--------	---	----------------------

」に改める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行し，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

現 行			改正後（案）		
別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金			別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金		
項 目	内容、負担を求める理由、目的	金額	項 目	内容、負担を求める理由、目的	金額
PTA会費	村P連，県P連，国P連負担金，PTA安全互助会費，行事費等	月 300円 年 3,600円	PTA会費	村P連，県P連，国P連負担金，PTA安全互助会費，行事費等	月 350円 年 4,200円
以下略			以下略		

美浦村立美浦幼稚園運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美浦村立美浦幼稚園
- (2) 所在地 美浦村大字大谷1059番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 美浦村立美浦幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基盤を培うものとして、当園に通園する幼児（以下「園児」という。）を保育し園児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

- 2 当園は、教育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、教育を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、美浦村立美浦幼稚園管理規則（昭和41年美浦村教委規則第1号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当園が教育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

- (1) 園長1人（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任教諭1人（常勤専従）

主任教諭は、職員に対し法令等を遵守させるため、園長を補佐し保護者に対する子育て支援を行うとともに、円滑な運営が出来るよう補佐する。

- (3) 副主任教諭1人（常勤専従）

副主任教諭は、園長及び主任を補佐し、教育内容について、他の教諭を統括し、並びに教育に従事する。

- (4) 教諭 9 人（常勤 7 人，非常勤 2 人）
教諭は，教育に従事し，教育計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 預かり教諭（非常勤 1 人）
預かり教諭は，教育時間以外の預かり保育の業務を行う。
- (6) 生活介助員（必要に応じて配置）
生活介助員は，支援を要する園児の支援，介助，記録等の業務を行う。
- (7) 用務員（非常勤 1 人）
用務員は，園舎等の環境整備，給食の配膳，片づけ等の業務を行う。
- (8) バス添乗員（非常勤 2 人）
バス添乗員は，当園バスの添乗，バス内の指導を行う。
- (9) 学校医（非常勤 1 人）
健康診断・保健指導・感染症の予防に関する助言・園における感染症及び予防処置・緊急処置に従事する。
- (10) 学校歯科医（非常勤 1 人）
歯科検診・歯に関する健康相談に従事する。
- (11) 学校薬剤師（非常勤 1 人）
環境衛生の維持及び改善に関し，必要な指導と助言を行う。
（教育を行う日）

第 4 条 当園の教育を提供する日は，月曜日から金曜日までとする。

2 当園は，前項の規定に関わらず，次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 県民の日を定める条例（昭和 43 年茨城県条例第 3 号）による県民の日
- (4) 学年始休業日（4 月 1 日から 4 月 5 日まで）
- (5) 夏季休業日（7 月 21 日から 8 月 31 日まで）
- (6) 冬季休業日（12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで）
- (7) 学年末休業日（3 月 25 日から 3 月 31 日まで）
- (8) 開園記念日（4 月 15 日）
- (9) 前各号に定めるもののほか，教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した日又は園長が特に休業を必要と認め，あらかじめ教育長の承認を得た日

3 園長は，教育上必要があり，かつ，やむを得ない事由があるときは，教育長の承認を得て休業日に教育を行い，開園日を休業日にすることができる。

(教育を提供する時間)

第5条 教育を提供する時間は、午前8時30分から午後2時とする。

(入退園等)

第6条 当園に入園を希望する者は、入園申請書兼支給認定申請書(様式第1号)を当園に提出しなければならない。

2 退園・休園を希望する者は、退園届(様式第2号)・休園届(様式第3号)により、事由を付して当園に申し出るものとする。

(利用者負担その他の費用等)

第7条 当園の利用者負担額は零とし、預かり保育料は園児1人につき日額200円とする。ただし、第4条第2項第4号から第7号に定める長期休業中の預かり保育については、園児1人につき日額400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の4第2号に認定された園児の預かり保育料は、法第30条の11第2項の政令で定めるところにより算定した額とする。

3 前2項に定めるもののほか、別表1に掲げる当園の教育において提供する便宜に要する費用については、保護者より実費の負担を受ける。

第7条の次に次の1条を加える。

(預かり保育料の徴収)

第7条の2 村長は、預かり保育を受けた子どもの保護者から前条に定める預かり保育料を徴収する。

2 預かり保育料の納入期限は、預かり保育を受けた日の属する月ごとに、最終の預かり保育実施日の翌月の10日とする。ただし、当該納入期限が土・日・祝日の場合はこれらの日の翌日とする。

(学級編成・利用定員)

第8条 当園を利用する園児は、法第19条第1項第1号の子ども(保育を必要としない3歳以上児)とし、学級編成は、1学級の園児数は、3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下とする。

2 利用定員は次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	60人	70人	70人	200人
合計	60人	70人	70人	200人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第9条 当園は、教育の提供を希望する幼児の保護者から利用の申込みを受けたときは、これを拒めない。

2 利用申込みに係る教育の提供を希望する幼児の数及び現に利用している幼児の数の総数が、前条第2項の定める利用定員の総数を超える場合において

は、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年美浦村条例第21号）第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

第10条 教育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 園児が次のいずれかに該当するときは、教育の提供を終了するものとする。

(1) 法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第11条 当園は、教育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 教育の提供により事故が発生した場合は、学校教育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 園児に対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第12条 当園は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第13条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（秘密保持）

第14条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持する。

2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当園は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当園は、教育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から決められた期間を保存するものとする。

種 類	保存年限
1 教育の実施に当たっての計画 2 提供した教育に係わる提供記録 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係わる記録 4 保護者からの苦情の内容等の記録 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 6 指導の記録 7 健康診断表 8 出席簿	5年
1 幼児指導要録(学籍の記録) 2 中途入園者の幼児指導要録(学籍の記録)の写し 3 中途退園者の幼児指導要録(学籍の記録)	20年間保存

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、幼稚園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。

附 則 (平成27年度美浦教育委員会訓令5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度美浦村教育委員会訓令6号)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年度美浦村教育委員会訓令3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年美浦村教育委員会訓令4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年美浦村教育委員会訓令 7 号）
この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年美浦村教育委員会訓令 3 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容，負担を求める理由，目的	金 額
P T A 会費	村 P 連， 県 P 連， 国 P 連負担金， P T A 安全互 助会費， 行事費等	月 300 円 年 3, 600 円
給食費	給食費（水～金） 1 食あたり 3 1 0 円（うち主 食費 6 5 円， 副食費 2 4 5 円） 牛乳（月～金） 1 食あたり 5 0 円 ※年収 3 6 0 万円未満相当世帯の子ども及び全 ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食費 用については免除とする。	月 4, 000 円 年 44, 000 円 ※実費精算徴収
月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少 月 390 円 年中 月 390 円 年長 月 470 円
アルバム代	卒園児アルバム代として（年長組のみ） ※値段は目安	学期 4, 860 円 年 14, 580 円
新年度用品	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用す る用品を入園， 進級時に購入 ※値段は目安	年少 7, 240 円 年中 7, 220 円 年長 8, 030 円
日本スポーツ振興 センター掛け金	万一の事故に備え， 全園児が加入 保護者は掛け金の一部	一部負担 200 円
保育行事	親子遠足， 年長児のお別れ遠足， バス代， 卒園 準備金等経費負担分	実費徴収

様式第1号 (第6条関係)

(表)

様式第1号

入園申請書兼支給認定申請書
(施設型給付費・地域型保育給付費等)

年 月 日

保護者氏名

印

美浦村長 殿
管理者 殿
次のとおり、入園申請及び支給認定を申請します。

入園希望児童	氏名	生年月日	性別	認定者番号 ※既に認定済みの場合
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女	
保護者 住所・連絡先	(住所)	(連絡先電話番号) ① () ② () ③ ()		

①申請児童の情報

障害者手帳の情報	無・有(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
アレルギー情報	無・有()
お薬服用の有無	無・有()
連絡事項	(園に連絡しておきたいことなどがありましたらお書き下さい。)

②世帯の状況

ひとり親世帯等の有無	非該当・該当(□ひとり親世帯等 □在宅障害児(者)のいる世帯)							
生活保護の適用の有無	非該当・該当(年 月 日保護開始)							
区分	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	多子軽減 計算対象 施設(*1)	職 業 又 は 学校名等	市町村民 税課税有 無(*2)	備考
児童の 世帯員	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	

(*1)多子軽減計算の対象施設に入園・入所・入学している場合、□該当にチェックを付けて下さい。(表面)

(*2)前年度分の市町村民税又は当年度分の市町村民税課税が課税されている場合、「有」に○を付けてください。

(裏)

③利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
利用を希望する 施設(事業者)名 (*3)	施設(事業者)名・希望理由		
	第1希望	(希望理由)	事業所番号
	第2希望	(希望理由)	事業所番号
	第3希望	(希望理由)	事業所番号

(*3)小規模保育等を利用しており、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。	
保護者氏名	印

(以下記入不要ですので、美浦幼稚園にご提出ください。)

*施設記載欄(幼稚園等を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(施設・事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定 (年 月 日契約(内定))) ・ 無
備 考	

*市町村記載欄

受付年月日	年 月 日	
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		□1号 □2号 □3号 (□標 □短)
支給(入所)の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由) [□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型]		自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設(事業者)名		
[□認定こども園(□連 □幼(□幼 □保) □保(□保 □幼) □地(□幼 □保)) □幼稚園 □保育所 □地域型(□小 □家 □居 □事)]		
備 考		

(裏面)

様式第3号（第6条関係）

休 園 届

組 名 (_____ 組)

園児氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は、下記事由により _____ 年 _____ 月 _____ 日から

_____ 年 _____ 月 _____ 日まで、休園させたいのでお届けいたします。

記

1. 事 由

.....
.....

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____ 美浦村 _____

保護者氏名 _____ 印

美浦村立美浦幼稚園長 殿

報告第2号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記について、下記のとおり報告する。

令和2年4月23日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「，非常勤」を「，会計年度任用職員」に改め，同条第4号中「(非常勤1人)」を「(会計年度任用職員)」に改め，同条第8号を第9号とし，第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号中「非常勤」を「外部委託」に改め，同号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活介助員1人（会計年度任用職員）

生活介助員は，生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。

別表1 5副食費の項中「4，200円」を「4，400円」に改める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

美浦村立大谷保育所運営規程新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>第5条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 保育士17人（常勤6人，非常勤_____11人） 保育士は，保育計画及び保育課程の立案とその計画，課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り，充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4) 看護師1人（非常勤1人_____） 看護師は，子どもの健康管理や疾病異常，事故発生時の緊急処理，保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。</p> <hr/> <p>(5) 栄養士1人（非常勤__：木原保育所と兼務） 栄養士は，子どもの給食献立作成，栄養管理の他，個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供，アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など，食生活に関する相談指導など，当所全般の食育を行う。</p> <p>(6) 調理員3人（外部委託） 調理員は，栄養士の作成した献立に基づき，給食及びおやつを調理する。</p>	<p>第5条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 保育士17人（常勤6人，<u>会計年度任用職員</u>11人） 保育士は，保育計画及び保育課程の立案とその計画，課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り，充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4) 看護師1人（<u>会計年度任用職員</u>） 看護師は，子どもの健康管理や疾病異常，事故発生時の緊急処理，保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。</p> <p>(5) <u>生活介助員1人（会計年度任用職員）</u> <u>生活介助員は，生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。</u></p> <p>(6) 栄養士1人（<u>外部委託</u>：木原保育所と兼務） 栄養士は，子どもの給食献立作成，栄養管理の他，個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供，アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など，食生活に関する相談指導など，当所全般の食育を行う。</p> <p>(7) 調理員3人（外部委託） 調理員は，栄養士の作成した献立に基づき，給食及びおやつを調理する。</p>

現 行		改正後（案）									
<p>(7) 嘱託医 1 人 嘱託医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康診断，職員及び保護者への相談・指導を行う。</p> <p>(8) 嘱託歯科医 1 人 嘱託歯科医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康歯科検診，職員及び保護者への相談・指導を行う。</p> <p>別表 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5 副食費</td> <td>月額 4, 200 円（3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。</td> </tr> </table>		1～4	略	5 副食費	月額 4, 200 円（3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。	<p>(8) 嘱託医 1 人 嘱託医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康診断，職員及び保護者への相談・指導を行う。</p> <p>(9) 嘱託歯科医 1 人 嘱託歯科医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康歯科検診，職員及び保護者への相談・指導を行う。</p> <p>別表 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金</p> <table border="1"> <tr> <td>1～4</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5 副食費</td> <td>月額 4, 400 円（3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。</td> </tr> </table>		1～4	略	5 副食費	月額 4, 400 円（3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。
1～4	略										
5 副食費	月額 4, 200 円（3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。										
1～4	略										
5 副食費	月額 4, 400 円（3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。										

美浦村立大谷保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美浦村立大谷保育所
- (2) 所在地 美浦村大字信太2616番地の1

(施設の目的)

第2条 大谷保育所(以下「当所」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。

3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(提供する教育・保育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長1人(常勤専従)

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 副所長1人(常勤専従)

副所長は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子ども保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- (3) 保育士17人(常勤6人、非常勤11人)

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 看護師 1 人（非常勤 1 人）

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、事故発生時の緊急処理、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5) 栄養士 1 人（非常勤 1 人：木原保育所と兼務）

栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。

(6) 調理員 3 人（外部委託）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 嘱託医 1 人

嘱託医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第 6 条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

（特定教育・保育を提供する時間）

第 7 条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時 30 分から 18 時 30 分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8 時 30 分から 16 時 30 分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は 7 時 30 分から 8 時 30 分まで又は 16 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（利用者負担その他の費用等）

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。ただし、3歳以上児の利用者負担額については無償とする。

2 前項に定めるもののほか、別表1又は2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	21人	21人	21人	63人
3号	12人	22人	23人	—	—	—	57人
合計	12人	22人	23人	21人	21人	21人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。

(2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的

に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 保育の提供に当たっての計画

(2) 保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則 (平成27年美浦村教育委員会訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年美浦村教育委員会訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年美浦村教育委員会訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年美浦村教育委員会訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年美浦村教育委員会訓令第5号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代, 運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代, 慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え, 全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服, 紺半ズボン, カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団, コップ・おしぼりなど
5 副食費	月額4,200円(3歳以上児) ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食(おかず・おやつ等)の費用については免除とする。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項 目	内容, 負担を求める理由, 目的	金 額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児園外保育	バス代・入園料	約5,000円

報告第3号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記について、下記のとおり報告する。

令和2年4月23日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「，非常勤」を「，会計年度任用職員」に改め，同条第4号中「(非常勤1人)」を「(会計年度任用職員)」に改め，同条第8号を第9号とし，第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号中「非常勤」を「外部委託」に改め，同号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活介助員2人（会計年度任用職員）

生活介助員は，生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。

別表1 5副食費の項中「4，200円」を「4，400円」に改める。

附 則

この訓令は，公布の日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

現 行	改正後（案）								
<p>(7) 嘱託医 1 人 嘱託医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康診断，職員及び保護者への相談・指導を行う。</p> <p>(8) 嘱託歯科医 1 人 嘱託歯科医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康歯科検診，職員及び保護者への相談・指導を行う。</p>	<p>(8) 嘱託医 1 人 嘱託医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康診断，職員及び保護者への相談・指導を行う。</p> <p>(9) 嘱託歯科医 1 人 嘱託歯科医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康歯科検診，職員及び保護者への相談・指導を行う。</p>								
別表 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金	別表 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 692 470 743">1～4</td> <td data-bbox="470 692 1120 743">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 743 470 986">5 副食費</td> <td data-bbox="470 743 1120 986"> 月額 <u>4, 200 円</u>（3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。 </td> </tr> </table>	1～4	略	5 副食費	月額 <u>4, 200 円</u> （3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1171 692 1361 743">1～4</td> <td data-bbox="1361 692 2011 743">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 743 1361 986">5 副食費</td> <td data-bbox="1361 743 2011 986"> 月額 <u>4, 400 円</u>（3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。 </td> </tr> </table>	1～4	略	5 副食費	月額 <u>4, 400 円</u> （3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。
1～4	略								
5 副食費	月額 <u>4, 200 円</u> （3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。								
1～4	略								
5 副食費	月額 <u>4, 400 円</u> （3 歳以上児） ※年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第 3 子以降の子どもに対する副食（おかず・おやつ等）の費用については免除とする。								

美浦村立木原保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美浦村立木原保育所
- (2) 所在地 美浦村大字木原1516番地

(施設の目的)

第2条 木原保育所(以下「当所」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

- 2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
- 3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

- (1) 所長1人(常勤専従)

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組む

とともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任 1 人（常勤専従）

主任は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 11 人（常勤 4 人，非常勤 7 人）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画，課程に基づいてすべての子どもが安定した生活を送り，充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 看護師 1 人（非常勤 1 人）

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常，事故発生時の緊急処理，保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5) 栄養士 1 人（非常勤 1 人：大谷保育所と兼務）

栄養士は、子どもの給食献立作成，栄養管理の他，個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供，アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など，食生活に関する相談指導など，当所全般の食育を行う。

(6) 調理員 3 人（外部委託）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき，給食及びおやつを調理する。

(7) 嘱託医 1 人

嘱託医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康診断，職員及び保護者への相談・指導を行う。

(8) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康歯科健診，職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第 6 条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日，12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

（特定教育・保育を提供する時間）

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。ただし、3歳以上児の利用者負担額については無償とする。

2 前項に定めるもののほか、別表1又は2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	14人	14人	14人	42人
3号	8人	15人	15人	—	—	—	38人
合計	8人	15人	15人	14人	14人	14人	80人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44

- 号) 第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。
- (2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
- (緊急時等における対応方法)

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じ

る。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 保育の提供に当たっての計画

(2) 保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則(平成27年美浦村教育委員会訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年美浦村教育委員会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年美浦村教育委員会訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年美浦村教育委員会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年美浦村教育委員会訓令第6号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代, 運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代, 慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え, 全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服, 紺半ズボン, カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団, コップ・おしぼりなど
5 副食費	月額4,200円 (3歳以上児) ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食(おかず・おやつ等)の費用については免除とする。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容, 負担を求める理由, 目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児園外保育	バス代・入園料	約5,000円

令和2年3月26日

保護者各位

美浦村教育委員会教育長

令和2年度における村内小学校、中学校における教育活動の再開について
(お知らせ)

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。この度、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、村内各小中学校の臨時休業をはじめ卒業式や修了式の実施などにご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和2年度の小学校、中学校における教育活動の再開について、令和2年3月24日付けで国から通知がありました。

つきましては、村として国からの通知を参考に、下記の通り教育活動を再開いたしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 小中学校の部活動について

- ・ 県南地区で新型コロナウイルス感染者が発生している状況を考慮し、春季休業期間中の部活動は実施しません。
- ・ 学校再開後は部活動も再開しますが、部活動の実施にあたっては、「学校再開ガイドライン」に則った感染防止のための対応を行います。

2 学校再開・始業式について

- ・ 小中学校の再開日：4月6日（月）から
- ・ 始業式：集団感染を防止するため、全児童・生徒を一つの場所に一堂に集めての始業式は実施しません。

3 入学式・入園式について

- ・ 実施日 小学校：4月7日（火） 中学校：4月8日（水）
幼稚園：4月10日（金）
- ・ 実施場所 各校体育館・幼稚園ホール
- ・ 出席者 新入生、新入生の保護者、学校職員
- ・ 式の内容 式辞の時間短縮、記念品贈呈の割愛など時間の短縮に努めます。
- ・ その他 実施するにあたっての配慮
 - 風邪症状のある方の参加自粛の徹底
 - アルコール消毒薬の設置
 - 会場座席間隔の確保
 - こまめな換気の実施
 - 出席者のマスク着用

4 幼児・児童・生徒及び家族の方の感染が判明した場合の対応について

(1) 小中学校

- ①児童・生徒1人の感染確認 → 学級閉鎖
- ②児童・生徒2人の感染確認 → 休校
- ③教職員の感染確認 → 原則として休校

但し、教職員の勤務状況を考慮し以下のいずれかの対応とします。

ア 教職員のみ出勤させない イ 学級閉鎖 ウ 休校

(2) 幼稚園・保育所

- ①幼児1人の感染確認 → クラス閉鎖
- ②幼児2人の感染確認 → 休園・休所
- ③職員の感染確認 → 原則として休園・休所

但し、職員の勤務状況を考慮し以下のいずれかの対応とします。

ア 職員のみ出勤させない イ クラス閉鎖 ウ 休園・休所

(3) 休校・休園・休所・学級（クラス）閉鎖の期間

- ・感染が判明した日から起算して2週間とします。

(4) 消毒の実施

- ・学級閉鎖又は休校となった場合、校舎を消毒します。
- ・学級閉鎖の翌日は、校舎を消毒するため休校とします。消毒後、他の学級は授業を再開します。

※幼児・児童・生徒及び家族の方が濃厚接触者となった場合も、上記の感染が確認された場合と同じ対応となります。

※児童館については、休校となった場合は閉館とし、学級閉鎖の場合は、閉鎖された学級の児童の利用はできません。

5 発熱がある園児・児童・生徒が登校（園）した場合について

- ・学校、園及び所で検温した結果、体温が37.5度以上の場合は、保護者が当該幼児・児童・生徒の引き取りをお願いします。

6 村内に感染者が判明した場合の対応について

(1) 小中学校

- ・小中学生の家庭と感染者との関わりがなければ、休校しません。

(2) 幼稚園・保育所

- ・幼児の家庭と感染者との関わりがなければ、休園しません。

【問い合わせ先】

美浦村教育委員会 教育次長 木鉛

電話：029-885-0340

FAX：029-885-4953

Mail：gakkou@vill.miho.lg.jp

令和2年4月3日

保護者各位

美浦村教育委員会教育長

村内小学校、中学校の臨時休業について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、村内各小中学校の臨時休業をはじめ各種行事にご理解とご協力をいただき、4月6日より教育活動を再開する予定でしたが、茨城県南地域において新型コロナウイルス感染が拡大していること等により、下記のとおり臨時休業とさせていただきますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 始業式について

- ・小中学校の始業式：4月6日（月）
- ・始業式：集団感染を防止するため、全児童・生徒を一つの場所に一堂に集めての始業式は実施しません。

2 入学式について

- ・実施日 小学校：4月7日（火） 中学校：4月8日（水）
- ・実施場所 各校体育館
- ・出席者 新入生，新入生の保護者，学校職員

3 臨時休業について

(1) 小学生

- ・2年生から6年生 4月6日（月）始業式 登校
4月7日（火）から17日（金）まで臨時休業
- ・新入生 4月7日（火）入学式 登校
4月8日（水）から17日（金）まで臨時休業

(2) 中学生

- ・2年生，3年生 4月6日（月）始業式 登校
4月7日（火）から17日（金）まで臨時休業
- ・新入生 4月8日（水）入学式 登校
4月9日（木）から17日（金）まで臨時休業

4 発熱がある児童・生徒が登校した場合について

学校で検温した結果、体温が37.5度以上の場合は、保護者が当該児童・生徒の引き取りをお願いします。

5 体調に不安のある児童・生徒について

登校日であっても、児童・生徒の体調に不安がある場合は、学校に連絡のうえお休みさてください。出席停止扱いとし、欠席にはなりません。

6 児童クラブについて

(1) 児童クラブにつきましては、3月の臨時休業と同様に、1年生から3年生の児童で、児童クラブに登録されている児童が利用できます。

※4年生から6年生でやむを得ない理由により児童クラブを利用する場合は、児童館に申請してください。(3月2日から3月24日の学校臨時休業時に申請した方は、申請の必要はありません。)

※児童クラブに登録していない児童の臨時利用も可能となります。

(2) 開館時間 午前7時30分～午後6時45分

【問い合わせ先】

美浦村教育委員会 教育次長 木鉛

電話：029-885-0340

FAX：029-885-4953

Mail : gakkou@vill.miho.lg.jp

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う子育て支援課の対応については、下記のとおりとなります。

記

- 1 村内小学校の臨時休業に伴い、大谷児童クラブ、木原児童クラブ、安中児童クラブは開所
 - 大谷児童クラブ、安中児童クラブ…大谷時計台児童館で実施
 - 木原児童クラブ…木原城山児童館で実施

利用可能な児童 原則として1年生～3年生で児童クラブに登録されている児童

- ※4年生～6年生については、やむを得ない事業が有る場合は、申請により利用可能
- ※児童クラブに未登録の児童については臨時利用が可能

開所時間 午前7時30分～午後6時45分
 期 間 令和2年4月7日（火）～令和2年5月6日（水）
 ※日曜日、祝日は通常どおり休所

臨時休所について 4月11日（土）から4月16日（木）

4月10日に児童館から連絡が入り、職員に風邪の症状の者がいるため、念のため、4月11日から17日まで児童クラブを閉所することとした。同日、児童クラブ登録児童の保護者へ休所についての電話連絡をし、4月に児童クラブを利用した児童は、できるだけ自宅で過ごしていただくようお願いした。職員は医師から風邪との診断があり、体調が快復し安全が確認されたため、4月17日から開所となった。

- 2 子育て支援センターは、3月2日（月）からファミリー・サポート・センターのみ利用可能としている。

1. コロナウイルス感染症対策に伴う施設の対応

- ① 美浦村中央公民館 5月6日（水）まで、部屋の貸出を中止。

図書室は、一人当たりの利用時間を30分以内とし、閲覧室の利用は中止。

- ② 美浦村文化財センター 5月6日（水）まで、部屋の利用及び展示室の公開を中止。

陸平貝塚の利用制限はなし。

- ③ 美浦村光と風の丘公園 5月6日（水）まで、施設の貸出を中止。

公園内の一般利用は制限なし。

- ④ 木原多目的集会施設 5月6日（水）まで、施設の貸出を中止。

- ⑤ 農林漁業者トレーニングセンター 5月6日（水）まで、施設の貸出を中止。

- ⑥ 安中地区多目的研修集会施設 5月6日（水）まで、施設の貸出を中止。

- ⑦ 木原球場（老人福祉センター） 5月6日（水）まで、施設の貸出を中止。

- ⑧ 学校施設夜間開放 5月6日（水）まで、施設等の貸出中止。

※職員が常駐している施設には、出入り口付近に手指用アルコール消毒液を設置している。

2.コロナウイルス感染症対策による中止イベント

【3月】

1日（日）陸平貝塚発掘調査140年記念「第4回講演会」 会場：文化財センター

8日（日）第29回梅朝基礎落語 会場：文化財センター

21日（土）～4月17日（金）春の子ども向けイベント 会場：中央公民館図書室

21日（土）お話会（読み聞かせ）会場：中央公民館図書室

29日（日）第22回縄文の森コンサート 会場：文化財センター

【4月】

18日（土）お話会（読み聞かせ）会場：中央公民館図書室

28日（火）～5月3日（日）指定文化財春季公開 会場：文化財センター

【5月】

3日（日）縄文体験の日 会場：文化財センター

11日（月）第38回美浦村民ゴルフ大会 会場：おかだいらゴルフリンクス

17日（日）地区対抗ソフトボール大会 会場：光と風の丘公園多目的競技場

23日（土）～24日（日）文化協会春の発表会 会場：美浦村中央公民館

【6月】

9日（火）10（水）12日（金）地区対抗混合バレーボール大会

会場：農林漁業者トレーニングセンター

令和2年4月6日

保護者各位

美浦村教育委員会教育長

マスクの配布について（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、この度はお子様のご進級、ご入学誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、村内各小中学校の臨時休業につきましては、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和2年度の小学校、中学校における教育活動の再開にあたり、村から児童・生徒一人あたり3枚のマスクを配布することとなりました。

マスクの配布は、今後予定がありませんので、大切にお使いいただきますよう保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

村内小学校、中学校の臨時休業の延長について

村内各小中学校は4月17日（金）まで臨時休業の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、下記のとおり延長します。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

臨時休業について

臨時休業期間を「4月17日（金）まで」から「5月6日（水）まで」に延長します。

5月7日（木）から再開する予定です。

児童クラブについて

1. 児童クラブにつきましては、3月の臨時休業と同様に、1年生から3年生の児童で、児童クラブに登録されている児童が利用できます。
※4年生から6年生でやむを得ない理由により児童クラブを利用する場合は、児童館に申請してください。（これまでに申請した方は、申請の必要はありません。）
※児童クラブに登録していない児童の臨時利用も可能となります。
2. 開館時間：午前7時30分～午後6時45分

このページに関するお問い合わせは学校教育課です。

本庁舎2階 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515
電話番号：029-885-0340（代） ファックス番号：029-885-4953

村内小学校、中学校の臨時休業の延長について

村内各小中学校は4月17日（金）まで臨時休業の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、下記のとおり延長します。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

臨時休業について

臨時休業期間を「4月17日（金）まで」から「5月6日（水）まで」に延長します。

5月7日（木）から再開する予定です。

児童クラブについて

- 児童クラブにつきましては、3月の臨時休業と同様に、1年生から3年生の児童で、児童クラブに登録されている児童が利用できます。
※4年生から6年生でやむを得ない理由により児童クラブを利用する場合は、児童館に申請してください。（これまでに申請した方は、申請の必要はありません。）
※児童クラブに登録していない児童の臨時利用も可能となります。
- 開館時間：午前7時30分～午後6時45分

このページに関するお問い合わせは学校教育課です。

本庁舎2階 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515
電話番号：029-885-0340（代） ファックス番号：029-885-4953

美浦幼稚園臨時休業について

茨城県教育委員会教育長より新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態措置等により、全ての市町村立幼稚園を、4月22日（水）から5月6日（水）まで一斉臨時休業とするよう要請がありました。

これを受けまして美浦幼稚園としましては、**4月23日（木）から5月6日（水）まで臨時休業**といたします。
なお、預かり保育を実施しますので要望される方はご連絡ください。よろしくお願いたします。

このページに関するお問い合わせは美浦幼稚園です。

美浦幼稚園 〒300-0413 茨城県稲敷郡美浦村大谷1059
電話番号：029-885-4334 ファックス番号：029-885-8272

令和2年4月10日

保護者各位

美浦幼稚園

お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大の観点から、本日の入園式後に行う予定だった「クラス懇談会」を割愛し、書面にて連絡致します。

- 本日配布の「緊急メール登録」は早めをお願い致します。登録しましたら、回収しますので園に返却下さい。
- 明日以降について
 - ・4/13(月), 4/14(火), 4/16(木)は慣らし保育の為、午前保育(11時降園)です。申請者の預かり保育は実施します。
 - ・4/15(水)は「開園記念日」の為、休園です。
 - ・4/17(金)から全園児一日保育(給食開始)となります。
 - ・4, 5月は月、火曜日はお弁当持参、水、木、金曜日は給食ですのでお間違えのないようお願い致します。

《幼稚園での配慮事項》

- うがい、手洗い、咳エチケットを心がけます。
- 園児の活動時のこまめな換気を行います。
- 全園児がホール等の室内に集まる活動を控え、誕生会や行事等は学年ごとに実施したり、短時間で実施します。
- 登園降園時のスクールバス内では換気をしています。幼児の安全面には十分に留意しながら運行しております。

《ご家庭へのお願い》

- 検温の実施について
 - ・毎日検温をしていただき、お子様の体調の変化に十分気をつけてください。体調に不安がある場合、また新型コロナウイルス感染に不安を感じている方は、園に連絡の上お休みください。その際は欠席とせず、出席停止扱いとさせていただきます。
- 不要不急な外出、特に人混み等への外出は控えてください。
- 可能な限りマスクの着用にご協力ください。

《幼児及び家族の方の感染が判明した場合の対応について》

(1) 幼稚園

- ① 幼児1人の感染確認 → クラス閉鎖
- ② 幼児2人の感染確認 → 休園
- ③ 職員の感染確認 → 原則として休園

(2) 休園・学級（クラス）閉鎖の期間

- ・感染が判明した日から起算して2週間とします。

(3) 消毒の実施

- ・学級閉鎖または休園となった場合、園舎を消毒します。
- ・学級閉鎖の翌日は、園舎を消毒するため休園します。消毒後、他のクラスは再開します。

※幼児及び家族の方が濃厚接触者となった場合も、上記の感染が確認された場合と同じ対応となります。

(4) 発熱がある園児が登園した場合について

- ・園で検温した結果、体温が37.5度以上の場合は、保護者へ連絡いたしますので、早退をお願いします。

(5) 村内に感染者が判明した場合の対応について

- ・幼児の家族と感染者との関わりがなければ、休園しません。

※ご不明な点がありましたら、美浦幼稚園へお問い合わせください。

《問い合わせ先》

美浦幼稚園 主任 矢崎

885-4334

新型コロナウイルスについての対応（大谷・木原保育所）

4/2 ・保護者会総会・・・入所式を兼ねているため実施。（マスク着用を徹底）

※新型コロナウイルス感染症について対策本部で決定された内容の確認、保育所での予防の取り組みを伝え、保護者の協力をお願いをする。

・クラス懇談会・・・各クラスで実施。換気に気をつけ短時間で必要なことのみ伝える。

保護者へのお知らせと対応

3/18 入所児に毎朝の検温をお願いする。

・4月保育所日よりでも記載し入所児全員に周知。

3/30 美浦村新型コロナウイルス感染症対策本部の決定内容のお知らせ配布。

・保育所休所の基準と感染予防対策の協力お願い。

4/3 入所児一人につき3枚のマスク配布。

4/10 美浦村新型コロナウイルス感染症対策本部において学校再開の延長と美浦幼稚園においては、体調に不安がある時・感染による不安がある時は、出席停止扱いとするという決定を受けての保育所の対応のお知らせ配布。

・保育所においても感染による不安のある家庭（家庭保育が可能な場合）は、お休みさせていただきようをお願いする内容と引き続きの感染予防対策協力をお願いをする。

4/15 茨城県から県内全域に外出自粛が出されたことを受けて教育長名で「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用自粛のお願い及び利用者負担（保育料）の軽減措置についてのお知らせ配布。同時に美浦村のホームページにも載せてもらう。

※職員においても毎朝の検温・マスクの着用・手洗い・消毒・外出の自粛・部屋の換気・部屋のふき掃除を徹底する。

※4/15 の美浦村新型コロナウイルス感染症対策本部からの職員の健康管理の徹底について「発熱時は出勤せず自宅待機、解熱後4日間確認し、発熱がなければ出勤、熱が続くようであれば、保健所相談を徹底する。」という指示を受け、入所児に対しても同様の協力をお願いするようにする。それに加え職員は、37.5度以上なくても体調が悪いと感じた場合、家族が発熱した場合なども様子を見て出勤を控えていくことを大谷・木原保育所間で話し合う。

4/17 特老みほと交流会中止

4/18 土浦ブロック総会中止（土浦・阿見・美浦の保育士による総会）

4/21 職員在宅勤務開始（5/8まで）

5/15 親子遠足は、11月に延期（3月中に決定する）

11月実施についても状況をみて検討する。

5/22 5歳児幼保交流会中止

5/12・5/13 土浦ブロック任保育士研究会・保育士研究会の中止

7/8・7/9 保育参観延期

○2019年度美浦村地域交流館利用状況報告〔月別〕

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度累計
子育て支援センター 利用状況	新規登録者数	16	27	12	23	19	23	7	13	18	8	12	0	178
	(うち村外)	10	22	3	12	14	16	3	7	15	5	6	0	113
	利用児童数	507	518	485	645	554	552	566	510	547	536	552	52	6,024
	(うち村外)	144	146	101	167	204	169	136	117	158	141	124	1	1,608
	保護者数	392	404	371	498	385	438	433	382	419	394	411	8	4,535
	利用者小計	899	922	856	1,143	939	990	999	892	966	930	963	60	10,559
	わんぱくルーム 利用者数	255	266	215	275	223	278	215	229	291	265	286	3	2,801
	見学者	74	87	97	123	97	87	113	112	106	100	117	68	1,181
	合計	1,228	1,275	1,168	1,541	1,259	1,355	1,327	1,233	1,363	1,295	1,366	131	14,541

子育て支援センター 開催日数	
4月	24日
5月	22日
6月	25日
7月	26日
8月	26日
9月	23日
10月	24日
11月	24日
12月	24日
1月	23日
2月	23日
3月	0日

交流館	研修室	418	564	352	557	289	437	393	518	411	545	540	159	5,183
	交流サロン	230	249	263	312	266	271	283	276	245	335	254	76	3,060
	情報提供 コーナー利用	3,222	699	636	3,233	785	817	602	819	592	534	693	439	13,071
地域交流館利用者合計		3,870	1,512	1,251	4,102	1,340	1,525	1,278	1,613	1,248	1,414	1,487	674	21,314

35,855

支援センターと交流館
の利用者合計(2019年
度)

※子育て支援センター利用状況における新規登録者数は、セキュリティカードを導入したため、すべての利用者が登録をする。
※情報提供コーナー利用数は情報提供コーナーでパンフレット等情報を受け取った方、ホールで滞在し交流をした方、ふれ愛コーナー(折り紙等を制作し交流する場)を利用した方を含む

○3月2日より子育て支援センターは新型コロナウイルス感染拡大防止により、ファミリー・サポート・センターのみ利用可能としているため、開催日数は0となっている。

美浦村地域未来塾
令和元年度実績及び令和2年度実施予定

地域未来塾とは

地域学校協働活動の一環として行う、地域住民等の協力による、学習が遅れがちな中学生・高校生等を対象とする原則無料の学習支援（平成30年度文部科学白書第3章第2節6より）

(1) 2019年度美浦村地域未来塾実施状況について

1. 登録者数（令和2年3月末現在）

中学1年	16名	中学2年	12名	中学3年	12名
------	-----	------	-----	------	-----

計40名（退会した者を含む）

2. 退会者数（令和2年3月末現在）

- ・退会の申出のあった者 2名
- ・みなし退会（連続して10回以上欠席している者） 17名

3. 出席率（みなし退会者を算出に含む）

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
71%	77%	45%	55%	36%	53%	26%	59%	39%	67%
第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
38%	65%	32%	56%	53%	68%	44%	62%	26%	44%
第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回
32%	35%	32%	35%	24%	21%	21%	32%	38%	21%
第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回	第37回	第38回	第39回	第40回
15%	18%	21%	18%	42%	15%	21%	12%	26%	32%
第41回	第42回	第43回	第44回	第45回	第46回	第47回	第48回	第49回	第50回
26%	43%	中止	14%	22%	17%	14%	28%	17%	22%
第51回	第52回	第53回	第54回	第55回	第56回	第57回	第58回	第59回	第60回
32%	16%	32%	16%	22%	19%	21%	29%	24%	18%
第61回	第62回	第63回	第64回	第65回	第66回	第67回	第68回	第69回	第70回
18%	13%	16%	16%	21%	16%	16%	16%	21%	13%
第71回	第72回	第73回	第74回	第75回	第76回	第77回	第78回	第79回	第80回
21%	13%	18%	11%	中止	中止	中止	中止	中止	中止
第81回	第82回	第83回							
中止	中止	中止							

4. 2019年度における問題点

- ・夏休み等長期休暇を機に参加しなくなる者がいる。
- ・学習に関係のない会話をするなど、その他受講生の学習に支障を来たす者がおり、静かに学習したい者が参加しづらい環境となっている。
- ・講師の指導を受け付けられない者がいる。

5. 改善策（案）

- ・自由席から指定席へ変更。（2019年度実施）
- ・受講態度の悪い者に対し、別室での個別対応を図る。（2019年度実施、令和2年度継続）
- ・参加率の良い者に対し、精勤賞（ノートや筆記用具等）の贈呈。（2019年度実施予定）
→新型コロナウイルス感染症流行を受け2/29（土）から中止となったため実施せず。
- ・美浦中学校と情報共有等連携を図り、受講生一人一人の特性に合わせた対応をする。
→学校との情報連携を図り、令和2年度実施予定。
- ・地域未来塾における注意事項を守れない受講生については、保護者へ報告をし、改善の見られない者は受講を控えてもらう。
→令和2年度申込書に注意事項として記載。

6. 課題

- ・参加率の低下は問題点ではあるが、申込者全員が出席した場合、実施場所の収容可能人数を超過してしまい、また、現行の講師3人/日（地域コーディネーター含む）では、1人の講師が対応する受講生の人数が多くなり、受講生が指導を求める時に指導することが困難となる。
- ・自主学习や巡回型個別指導の学習形態が適さない者に対しては授業形式で教える必要があるが、常時授業形式での学習形態を実施するには現行の運用では人手や予算の都合上困難である。

7. 課題に対する解決策（案）

- ・申込時に出席希望曜日を選択する項目を設け、曜日別の最大出席人数を把握し、人数の多い曜日はあらかじめ実施場所を拡大する。（令和2年度より実施）
- ・実施時間を曜日問わず2時間とし、講師人数を4人/日（地域コーディネーター含む）とする。（令和2年度より実施）

(2) 令和2年度美浦村地域未来塾運用について

1. 令和2年度美浦村地域未来塾運用方法

- ・実施回数：84回（天候等により中止が発生した場合、最低83回実施する）
- ・対象者：美浦村在住の中学校1～3年生
- ・実施日時：令和2年5月16日（土）～令和3年3月末
月曜日 16：00～18：00 土曜日 14：00～16：00
（学校の長期休暇期間については月曜日、水曜日及び金曜日 14：00～16：00）
- ・実施場所：美浦村中央公民館2階学習室ほか
（公民館が使用できない場合はみほふれ愛プラザ2階研修室）
- ・学習形態：巡回型個別指導
- ・教科：数学、英語、自主学習
- ・講師人数：4人/日※地域コーディネーター含む

2. 令和2年度美浦村地域未来塾講師について

- ・数学6名、英語6名、国語1名※地域コーディネーター除く
→2019年度を以って講師1名（数学）辞退、令和2年度より新たに1名（数学）加入。
- ・令和2年度より4人/日体制となるので、6/24（水）まで追加募集をしている。

